

広報 おくたま

令和3年1月5日発行
No.805

【町の世帯と人口】

12月1日現在（前月比）

世帯数	2,640	（5減）
人口	4,990	（14減）
男	2,514	（6減）
女	2,476	（8減）

《人口動態（11月中）》

転入	19	転出	13
出生	0	死亡	20
その他	0	その他	0



奥多摩町役場 〒198-0212 奥多摩町氷川 215-6 ☎0428-83-2111 FAX0428-83-2344 <http://www.town.okutama.tokyo.jp/>



新型コロナウイルス感染症の終息、災禍のない平穏な年になりますように。



あけましておめでとうございませ
令和三年 丑年 穏やかな一年を願う

昔は、年中行事の一つとして、12月28日や30日に餅つきを行い、鏡餅を作りお正月に飾っていましたが、時代の移り変わりとともに、今ではこの光景を見ることが少なくなりました。

古里保育園では12月8日に「餅つき大会」が行われ、子ども達が元気に「よいしょ」のかけ声で、きねでもちをついていました。子ども達の明るい笑顔には勇気づけられます。

（上段の写真は、感染対策に配慮したうえでマスクを外して撮影）





師岡 伸公 町長

明けましておめでとうございませう。

町民皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの日常生活に大きな変化がございました。

年頭の挨拶



原島 幸次 議長

新年明けましておめでとうございませう。

皆様におかれましては輝かしい希望に満ちた新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

年頭にあたり奥多摩町議会を代表いたしまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げ

住民皆様、事業者皆様には大変なご苦労の中、外出自粛や営業自粛、感染対策などにご理解とご協力をいただき感謝申し上げますとともに、本年も引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、町民皆様の温かいご支援を賜り、昨年5月に町長に就任いたしましたのが、コロナ禍での船出となり、これまで住民皆様の健康と安全・安心を第一に行政運営に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス

感染症との戦いは、長期戦となり今後も続いてまいります。一人ひとりが手洗いやマスク着用の徹底、3密の回避、人と人の距離を保つなどの感染対策を行い、冷静に判断して行動することが大切です。

このコロナ禍において、「ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）」という言葉が人と人の距離を保つ言葉として使われておりますが、この言葉は、人と人との社会的なつながりが希薄となり、社会的孤立が

生じる恐れがあるとして、世界保健機関（WHO）からは、身体的・物理的距離を意味する「フィジカル・ディスタンス」と言い換えるよう推奨され、私も「ソーシャル」ではなく、あくまで「フィジカル」であると捉えております。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない今、多くの方が様々な不安を抱えています。フィジカル・ディスタンスで互いの距離は保ちつつも、人と人との心の繋がり、思いやりをしっかりと

りと持ち、住民同士が協力してお互いが分かり合える、まさしく「心は密」となるまちづくりが必要だと感じます。

結びに、町を取り巻く状況は、少子高齢化、財政対策など依然として厳しい状況が続いておりますが、『奥多摩の未来（あす）』を創るために『様々な施策に優先順位を付け、一步一步着実に町政の進展を図り、一人ひとりが笑顔で暮らせるまちづくりを進めてまいります。

げます。

日頃から町議会への深いご理解と議会活動に対する温かいご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

私たちは今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により新たな苦難に直面しています。一刻も早く新型コロナウイルス感染症の終息を願い、町民一丸となつて感染予防を徹底しこの難局を乗り越えてまいりましょう。

私は議長として町議会が行政と連携し町政をしっかりと

りかじ取りし、町民の皆様への信頼と期待に応えられるよう持てる力のすべてを注ぐ決意であり、町長とともに町政をしっかりと取りかじ取りしていくことこそ町議会に課せられた責任であります。

さて、町民皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、感染リスクや生活への不安を感じているものと考えております。

町も厳しい財政状況の中でありますが、町議会とし

て、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、子育て支援、防災、高齢者支援等の町政の諸課題解決に向けてしっかりとした議論のもと、公正で活力ある開かれた議会運営を図り、町民の皆様の声や町政に的確に反映させるため、議員一丸となつて期待に応えるべく誠心誠意尽くしてまいります。多様化する社会情勢の変化を的確に把握し町民の皆様と行政を結ぶ懸け橋として、一人ひとりの声を大切に安心して住み続けられ

る町奥多摩の実現に決意を新たにまい進してまいります。どうか本年も町議会の活動に対しまして変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びにあたり本年が奥多摩町にとりまして更なる飛躍の年になりますよう、町民の皆様には健康で笑顔があふれる年となりますよう心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

令和3年度会計年度任用職員を募集します

町では、令和3年度の会計年度任用職員をつぎのとおり募集します。詳細は町ホームページ、町役場、古里出張所に置いてある募集要項をご確認いただくか、お問い合わせください。

(1) 募集内容

職 種	職 名	主な業務内容	給料・報酬	募集人員
【フルタイム会計年度任用職員】（週5日・1日あたり7時間45分勤務）				
技術員	森林保安員	町有林の管理・林内作業、遊歩道等の倒木処理・草刈、町有地での軽作業など	178,092円～/月額	若干名
【パートタイム会計年度任用職員】（フルタイムに満たない勤務日数・勤務時間）				
事務補助員 (福祉医療)	学童指導員	学校での授業を終えた子どもを預かる保育業務、保護者対応、育成料等の徴収管理など	1,102円～/時給	若干名
事務補助員 (教育)	教育相談員	教育支援センター（せせらぎ学級）指導業務、教育相談業務		
事務補助員 (教育)	スクールソーシャルワーカー	スクールソーシャルワーカー業務、教育相談業務、各学校児童生徒の生活上の課題把握、WISC検査の実施	3,250円～/時給	
事務補助員 (教育)	理科支援員	理科授業支援・器具整備・洗浄他、児童生徒の学習補助、特別支援・低学年授業支援	1,102円～/時給	
技術補助員 (教育)	調理員	学校給食調理、配食、食器洗浄	1,104円～/時給	

(2) 勤務条件

- ①任用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日までの1年以内
*勤務成績良好時は再度任用の場合あり
- ②勤務時間 日数・勤務時間（1日7時間45分以内）は業務内容で相違
*時間外勤務の場合あり *年次休暇制度等あり
- ③勤務場所 町内各施設など
- ④通勤費用 町規定により支給
- ⑤社会保険 加入要件を満たした場合に加入

カ
ツ
ト

(3) 採用選考の申し込み

- ①受験資格 令和3年4月1日から勤務可能な方。ただし、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方を除く
- ②選考方法 書類選考・面接選考
- ③応募方法 町ホームページか町役場、古里出張所に置いてある採用申込書を本人または代理人が直接総務課（役場2階）に持参、または郵送（簡易書留）
*募集期限は1月29日（金）午後5時15分まで

(4) その他

- ①申込受付後は、申込書、写真、採用試験途中に提出された申込書類など、一切の書類は返却しません。
- ②提出書類に不正があった場合は、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合は、免職となることがあります。
- ③申込書類に記載された情報は、この採用試験のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。

※問い合わせは、総務課 ☎83-2345（〒198-0212 奥多摩町氷川215-6）

若者定住推進課からお知らせ

【移住・定住応援補助金をご活用ください】

町では、次代を担う若者世代の移住・定住を応援するため、町内に住宅の購入などをされた方を対象に、補助金の交付（事業費の1/2・最大200万円）また、資金借入に対する利子補給（借入利率の1/2・年額最大30万円・36か月）を行っています。

さらに、町内事業者の利用および地場木材の活用で各10万円分の奥多摩町商業協同組合商品券を上乗せで最大220万円分交付し、町内金融機関利用で最大33万円利子を補給します。

【年齢要件】

- ① 45歳以下の夫婦
- ② 子ども（高校生以下（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者））がいる世帯
- ③ 35歳以下の者

*年齢要件以外にも、対象要件などがあります。詳しくはお問い合わせください。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎83-2310

環境整備課からお知らせ

野焼き（野外焼却）は

原則禁止です！

ごみ（廃棄物）の野外焼却行為は、法律で「原則禁止」になっています。状況によっては罰則の対象になる場合があります。

野焼きについての注意点はつぎのとおりです。

- ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却は、野焼きと同じです。
- 小型焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています。

野焼きによって「煙や悪臭で困っている」、「干していた洗濯物に煙の臭いがついてしまった」などの苦情が町に寄せられています。また、風が強く乾燥した日の屋外焼却は火災につながるおそれがあります。

つぎに挙げた焼却行為は禁止の例外となっておりませんが、例外となる焼却行為

であっても、周辺環境に最大限の配慮を行わなければなりません。近隣の方へ迷惑にならないよう、十分に注意してください。

- 伝統的行事および風俗習慣上の行事のための焼却行為（どんど焼き、火祭りなど）
- 学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為（キャンプファイヤーなど）
- 災害時の応急対策のために行うものなど

ごみは燃やさずに、分別ルールに従って、町の収集に出すようみなさんのご協力をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課 ☎83-2317

下水道モニター募集

東京都下水道局では、お客さまの意見、要望を聴取し効果的かつ効果的な事業運営に資することを目的に、都内に在住する方を対

象とした「令和3年度下水道モニター」を募集します。

〔資格〕 令和3年4月1日現在、満20歳以上で都内在住の方（公務員、過去にモニターを経験した方、島しょ在住を除く）で、ホームページ閲覧とEメール送受信ができる方

〔募集人数〕 1000人程度（応募者多数の場合は選考）

〔内容〕 アンケート（4回）の回答など

〔任期〕 令和3年4月1日から1年間

〔謝礼〕 回答数に応じ図書カードを贈呈（任期末にまとめて送付）

〔申込期間〕 1月4日（月）から2月28日（日）まで

*詳細は東京都下水道局ホームページ（<http://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp>）をご覧ください。

※問い合わせは、下水道局総務部広報サービス課

☎03（5320）6693

償却資産申告書・給与支払報告書
提出は2月1日(月)まで

▼償却資産申告書

個人・法人を問わず、事業用の償却資産を所有している方は、今年の1月1日現在の資産状況を2月1日(月)までに住民課へ申告してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が、所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

①提出書類
・申告書
・種類別資産明細書

②課税標準額

今年の1月1日現在の償却資産の価格で課税台帳に登録された価格です。

③免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

税されません。

④税額

課税標準額に100分の1・4(税率)を乗じて算出されます。

◎中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税の減額措置

新型コロナウイルスの影響により令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している場合は、2分の1、50%以上減少している場合はゼロとする特例があります。

特例を受けるためには、認定経営革新等支援機関などの認定を受けて各市町村に2月1日(月)までに申告する必要があります。

詳しくは町



▼給与支払報告書

ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。

各事業主の方は、令和2年中に支払った給料・賞与・手当などを取りまとめた給与支払報告書を2月1日(月)までに住民課へ提出してください。

※問い合わせは、住民課 83-2190

※問い合わせは、住民課 83-2190

青梅税務署職員による出張申告相談

〔日時〕2月10日(水)、相談の受付時間は午前10時〜11時頃、午後1時〜2時30分頃

*会場の混雑状況によっては、午前・午後とも早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。

*感染症対策として、申告にお越しになる際は、マスクの着用および申告会場入口での検温の実施にご協力ください。

また、申告書などの提出のみの場合は、税務署へ郵送にてご提出ください。

〔会場〕役場会議室

※問い合わせは、青梅税務署 22-3185

町職員による

申告の相談・受付

〔期間〕2月16日(火)〜3月15日(月) * 休日の申告相談日2月21日および28日を除く平日

〔受付時間〕午前9時〜11時、午後1時〜4時

〔会場〕役場会議室

*詳しくは、広報おくたま2月号でお知らせします。 ※ただし、つぎのような場合は、相談・受付ができません。

○土地や建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある方

○事業所得(営業等・農業)または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方

○住宅借入金等特別控除を初めて申告する方

○過年度の確定申告

※問い合わせは、住民課 83-2190

青梅税務署から

お知らせ

◆令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月16日(火)から3月15日(月)までです

還付申告は、2月15日(月)以前でも提出できます。

令和2年分の贈与税の申告書の提出・納税は、2月1日(月)から3月15日(月)までです。

令和2年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出・納税は、1月4日(月)から3月31日(水)までです。

◆自宅などからの申告のお願いについて

《次ページへ続く》

税は3月15日（月）、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日（水）までに納付してください。

◆確定申告書等の用紙の送付について
令和元年分の確定申告書を「税理士による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」などで相談して提出した方、e・Tax（電子申告）を利用して提出した方、および「確定申告作成コーナー」を利用して書面で提出した方につきましては、令和2年分の確定申告書などの用紙は送付されませんので、ご留意ください。

◆医療費控除の明細書の添付について
平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署や各申告相談会場に来場される際は、事前の作成をお願いします。

◆マイナンバーの記載について
所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書には、税務署へ提出の都度、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

◆マイナンバーの記載について
所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書には、税務署へ提出の都度、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

◆マイナンバーの記載について
所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書には、税務署へ提出の都度、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

◆医療費控除の明細書の添付について
平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署や各申告相談会場に来場される際は、事前の作成をお願いします。

◆医療費控除の明細書の添付について
平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署や各申告相談会場に来場される際は、事前の作成をお願いします。

年金のお知らせ

◆付加保険料制度について
付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘

◆確定申告書等の用紙の送付について
令和元年分の確定申告書を「税理士による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」などで相談して提出した方、e・Tax（電子申告）を利用して提出した方、および「確定申告作成コーナー」を利用して書面で提出した方につきましては、令和2年分の確定申告書などの用紙は送付されませんので、ご留意ください。

◆確定申告書等の用紙の送付について
令和元年分の確定申告書を「税理士による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」などで相談して提出した方、e・Tax（電子申告）を利用して提出した方、および「確定申告作成コーナー」を利用して書面で提出した方につきましては、令和2年分の確定申告書などの用紙は送付されませんので、ご留意ください。

◆確定申告書等の用紙の送付について
令和元年分の確定申告書を「税理士による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」などで相談して提出した方、e・Tax（電子申告）を利用して提出した方、および「確定申告作成コーナー」を利用して書面で提出した方につきましては、令和2年分の確定申告書などの用紙は送付されませんので、ご留意ください。

◆確定申告書等の用紙の送付について
令和元年分の確定申告書を「税理士による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」などで相談して提出した方、e・Tax（電子申告）を利用して提出した方、および「確定申告作成コーナー」を利用して書面で提出した方につきましては、令和2年分の確定申告書などの用紙は送付されませんので、ご留意ください。

せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

◆年金相談・手続きの際は
日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

「ちょこっと共済」（東京都市町村民交通災害共済） － 2月1日から申し込みを開始します－

令和3年度「ちょこっと共済」（東京都市町村民交通災害共済）の加入申し込み方法は、つぎの2通りです。

◎自治会を通じた申し込み

◎役場住民課窓口、古里出張所窓口または臨時受付窓口にて直接個人で申し込み
加入を希望される方は、いずれかの方法で申し込んでください。

なお、加入申込書は2月初旬に自治会を通して各世帯に配布します。また、臨時受付窓口の開設日や会費など詳細については、「広報おくたま2月号」でお知らせします。

*「ちょこっと共済」とは、会員（加入者）が交通事故（人身）にあったとき、その傷害の程度により見舞金を受けられる共済制度で、東京都内の全市町村が共同で運営しています。

*「ちょこっと共済」の加入は強制ではありません。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182



います。

◆年金相談・手続きの際は
日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆年金相談・手続きの際は
日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆年金相談・手続きの際は
日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆年金相談・手続きの際は
日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

税務署お知らせ

年金・交通災害共済

◆年金相談・手続きの際は
日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

介護保険関係の所得控除等に必要書類の交付について

①障害者控除対象者認定証

確定申告などで所得を申告する際に、申告する本人もしくは扶養親族が障害者である場合、一定金額を所得から控除できる制度があります。基本的には障害者手帳をお持ちの方が対象ですが、介護保険の要介護認定を受けている方でも対象となる場合があります。控除を受けるためには、町が発行する「障害者控除対象者認定証」が必要です。

◇対象となる方
65歳以上の要介護1以上の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

②おむつ代医療費控除確認
傷病により寝たきりで医師の治療を受けており、おむつの使用が必要であると診断された場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

◇対象となる方
要介護または要支援の認定を受けており、概ね6か月以上寝たきりの方、もしくは同様と認められる方で、介護保険の主治医意見書からおむつの使用が常時必要であることを確認できる方。

後期高齢者医療制度 医療費等通知

ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容を確認していただくため、「医療費等通知書」を1月下旬にお送りします。

通知書には、診療年月、医療機関の名称、医療費（10割・自己負担相当額）などを記載しています。

カット

発送の対象は、令和2年12月1日現在、東京都後期高齢者医療の被保険者の資格があり、令和元年9月から令和2年8月までの12か月間の医療機関などへの受診について、医療費（自己負担分+保険者負担分）などの合計金額が5万円を超える月がある方です。

町内医療機関通院送迎サービス（外出支援サービス）を行っています

町では、在宅で生活する65歳以上の方で、医療機関への通院が困難な方を対象に、町内の医療機関・歯科診療所（別表1参照）への通院送迎サービスを実施しています。

*利用料は無料です。
*ご希望の方は、保健福祉センターまたは社会福祉協議会事務局にある、申請書をご記入のうえ、提出してください。

※問い合わせは、福祉保健課
☎83-2777

【別表1】

曜日	送迎場所
月曜日	奥多摩病院
月曜日（午後）	古里歯科診療所
火曜日	双葉会診療所
水曜日	川辺医院
木曜日	奥多摩病院
金曜日（午前）	奥多摩病院
金曜日（午後）	峰谷診療所

※問い合わせは、東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター
☎0570(086)519
住民課 ☎83-2182

1月15日～31日カレンダー

町内開催の行事・各種相談を掲載。「■」は
事前申込が必要、「→」は詳細の記事あり。

日・曜日	町民みなさん向けの内容 【☆】観光施設イベントは町外からも来場可能
15・金	■ウエルカムランチ(11:20～古里保育園)→12分・先着順
16・土	
17・日	
18・月	
19・火	■元気アップおくとま事業(10:00～保健福祉センター;調理実習)→9分・1/12×
20・水	元気アップおくとま事業(10:00～日原生活館;高血圧に関するお話)→9分 ■ウエルカムランチ(11:20～氷川保育園)→12分・先着順
21・木	ヘルシー体操(10:00～棚沢コミュニティセンター)
22・金	■食育講習会(10:00～保健福祉センター)→1/15×
23・土	■在宅障害者自立生活サポート事業(9:30～保健福祉センター)→13分・1/14× 相続・成年後見相談(13:00～福祉会館)→14分
24・日	
25・月	ヘルシー体操(14:00～福祉会館)
26・火	■心理・発達相談(10:30～きこりん・八木橋臨床心理士)→14分・前日×
27・水	■森林セラピー健康づくり事業: 山里歩き(小丹波)&体成分分析装置 InBody(イボデー)測定→12月号20分
28・木	
29・金	
30・土	
31・日	

《今月の納期2/1(月)》国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 各第7期分
町・都民税第4期分

母子健診日程表	2月10日(水) 保健福祉センター 13:15～13:35 受付 1・2・4・5歳児歯科健診 …平成28・29・31・令和2年1月生まれ 乳幼児歯科相談 …8か月児～小学校入学前の乳幼児
	2月12日(金) 保健福祉センター 13:30～13:45 受付 3～4か月児健診と産婦健診 …令和2年9・10月生まれ 離乳食講習会 …3・4か月児～1歳6か月児

【絵本といっしょ】

〔日時〕2月8日(月)午前11時～・40分間

〔会場〕子ども家庭支援センター(きこりん)

〔内容〕相談員の読み聞かせ・手遊び

※問い合わせは、

子ども家庭支援センター ☎85-2611

「元気アップおくとま事業」

「元気アップおくとま事業」では、各地区の健康課題に合わせた講話や体操、調理実習などのプログラムにより、みなさんの健康意識を高めるサポートをします。みなさんの「元気アップ」のための情報が得られるよい機会ですので、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

〔日時・会場・内容〕

カレンダー参照

- * プログラムは各月で異なります。
- * 調理実習は事前申込制ですので、ご注意ください。持ち物は、エプロン・三角巾・手拭き用タオル・マスクです。
- * 体操は事前申込不要です。持ち物は、タオル・水分補給用飲み物・マスクです。

※問い合わせは、福祉保健課

☎83-2777

2月1日～15日カレンダー

町内開催の行事・各種相談を掲載。「■」は
事前申込が必要、「→📅」は詳細の記事あり。

日・曜日	町民みなさん向けの内容 【☆】観光施設などイベントは町外からも来場可能
1・月	ヘルシー体操 (14:00～文化会館)
2・火	
3・水	■森林セラピー健康づくり事業： 山里歩き～ロウバイ香る登計&長畑～→17📅・1/14㊄(先着順)
4・木	■筋力向上トレーニング講習会 (9:30～福社会館) →13📅・2/3㊄ 元気アップおくたま事業 (13:30～中山生活館;奥多摩病院の理学療法士による体操) →9📅
5・金	
6・土	
7・日	
8・月	絵本といっしょ (11:00～きこりん) →9📅 ヘルシー体操 (14:00～福社会館)
9・火	
10・水	■心理・発達相談 (10:30～きこりん・徳井臨床心理士) →14📅・前日㊄ 人権身の上・行政相談 (13:00～福社会館) →14📅 弁護士による法律相談 (13:00～福社会館) →14📅 1・2・4・5歳児歯科健診・乳幼児歯科相談 (13:15～保健福祉センター) →9📅
11・木	
12・金	■ウエルカムランチ (11:20～古里保育園) →12📅・先着順 3～4か月児健診と産婦健診・離乳食講習会 (13:30～保健福祉センター) →9📅
13・土	
14・日	
15・月	
<p><2月末までの主なイベント></p> <ul style="list-style-type: none"> ■17日(水) ウエルカムランチ (11:20～氷川保育園) ■26日(金) 森林セラピー健康づくり事業： 味噌作り体験&山のふるさと村ウォーキング→17📅・1/14㊄(先着順) ■27日(土) 森林セラピー健康づくり事業： 【親子体験】冬の森歩きと味噌作り体験→17📅・1/14㊄(先着順) 	

<二種混合ワクチンの接種について>

～小学校6年生のお子さんの保護者のみなさんへ～

二種混合(ジフテリア・破傷風)の予防接種はお済でしょうか。令和2年度に対象の方が公費負担で接種することができる期間は、令和3年3月31日までとなりますので、接種がお済でない場合には早急に接種してください。

この期間中に接種をお受けにならない場合は、接種時に費用(約5千円)が発生しますのでご注意ください。

令和2年12月31日現在において接種がお済でない方には、再度通知の送付を予定していますので、詳細および注意事項などは、個別通知をご覧ください。

〔実施医療機関〕双葉会診療所(☎83-3454)・川辺医院(☎83-2136)

奥多摩病院(☎83-2145)・古里診療所(☎85-8757)

*接種日時は医療機関により異なりますので、必ず事前に予約して指示を受けてください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

65歳以上の方に助成金を支給します

【高齢者在宅生活支援助成金給付事業】

対象となる方へ

1月末までに申請書を

郵送します

町では、平成21年度から、

町独自の事業として、所得の低い高齢者の経済的な負担の軽減を図り、在宅での生活の継続を支援していくため、高齢者在宅生活支援助成金を毎年1回、年度末に支給しています。

助成金の支給は、住民税非課税世帯【表1】に属する高齢者のうち、在宅で生活されている方へ、介護保険サービスの受給状況【表2】に応じて行います。

◆つぎの①～④のすべてに当てはまる方へ、1月末までに申請書を郵送します。

①令和2年1月1日現在で65歳以上の方
②令和3年1月1日まで1年間以上継続して奥多摩町に住所がある方

助成金支給の対象者は・・・

- ア. 令和3年1月1日現在、町の介護保険第1号被保険者
 - イ. 令和2年度の介護保険料の所得段階が第1～3段階の者【表1】
 - ウ. 昨年1月から12月までの1年間を通じて介護保険の受給状況の区分【表2】の①②③のいずれかに該当する者
- 上のア、イ、ウのすべてにあてはまる方が助成金支給の対象者です。

【表1】介護保険料の所得段階が第3段階以下の方

第1段階	住民税非課税世帯であって、老齢福祉年金を受給している方、または課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第2段階	住民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階	住民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方

【表2】介護保険の受給状況の区分

①認定なし	要介護認定または要支援認定を受けていない方
②認定あり	要介護認定または要支援認定を受けており、住宅改修、福祉用具購入以外の介護保険サービスを利用していない方
③居宅あり	要介護認定または要支援認定を受けており、居宅介護（介護予防）サービスを利用している方

なお、つぎの方は助成の対象外となります。

- 令和2年度分の介護保険料の未納者（注）
- 昨年中の介護保険資格期間が12か月未満の方
（昨年中に65歳になった方・転入した方は対象外となります）
- 令和3年1月1日現在、生活保護を受けている方
（注）介護保険料の未納者については、今年度の未納額全額を年度末までに納付いただけない場合、対象外となります。

- ③昨年中、1年間を通して、在宅で生活されていた方
- ④令和2年度の介護保険料段階が第1～3段階の方
（住民税非課税世帯に所属）

◆助成金の支給を希望する場合は、必ず申請してください。
2月末までに申請をいたした方で、助成の対象と決定した方には、3月末までに助成金の支給（口座振込）を予定しています。

※問い合わせは、福祉保健課
☎83-2777

カット

助成金の支給額（年額）

介護保険料の所得段階	介護保険料の年額	【表2】介護保険の受給状況の区分		
		①認定なし	②認定あり	③居宅あり
第1段階	22,700円	10,000円	7,500円	5,000円
第2段階	37,800円	10,000円	7,500円	5,000円
第3段階	53,000円	10,000円	7,500円	5,000円

パブリックコメント募集

令和3年度からのつぎの計画（素案）に対する意見を募集します。

- 第5期奥多摩町地域保健福祉計画
- 奥多摩町地域高齢者支援計画
（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）
- 奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

町ホームページ、役場住民課窓口、保健福祉センター、子ども家庭支援センターに閲覧用の計画（素案）およびコメント用紙があります。

〔募集期間〕1月12日（火）～22日（金）

*土曜日・日曜日を除く

※受付け、問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

奥多摩町民生委員・児童委員協議会は、永年にわたる社会を明るくする運動推進への積極的な協力を認められ、東京保護観察所長から感謝状が贈呈されました。おめでたいことです。



奥多摩町民生委員・児童委員協議会
社会を明るくする運動感謝状 授受

福祉保健課お知らせ

ウエルカムランチ ～保育園児と一緒に給食を食べませんか？～

〔日時・会場〕1月15日（金）、2月12日（金）・午前11時20分集合・古里保育園
1月20日（水）・午前11時20分集合・氷川保育園

〔対象〕原則50歳以上 〔人数〕各園2～3名（先着順） 〔参加費〕1人300円

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

地

地域包括支援センター

～高齢者の総合相談窓口～

高齢者や家族のみなさんが、住み慣れた町で安心して暮らしていけるよう、支援をしています。相談は無料、プライバシーは厳守されますのでお気軽にご相談ください。

こんなときにはご相談ください

- 介護保険のサービスを利用したい
- 家族の介護で悩んでいる
- 近所に心配な高齢者がいる
- 最近足腰が弱ってきた
- 最近もの忘れが心配になってきた
- 家での生活を続けられるか不安だ…
- お金の管理や契約に自信がない…
- 地域でお茶飲み会や体操教室をやりたい など



認知症の
相談窓口

☎こちらでも地域包括支援センターでおこなっております。認知症は早めに相談することが重要です！心配なことがあればお気軽にご相談ください。

0428-83-8555 (直通)

【受付】月曜日～金曜日

【場所】保健福祉センター内（奥多摩病院隣り）

午前8時30分～午後5時15分

※ご都合に合わせて、電話、来所、訪問による相談をお受けします。

簡単！やさしいお食事づくり講習会（障害者自立生活サポート事業）

障害がある方も気楽に参加できるやさしい講習会です。参加者一人ひとりがご自身のできることを見つけ、助け合いながら、身体に優しい食事を作り、楽しく食べる講習会です。

みなさんの参加申し込みをお待ちしております。

【日 時】1月23日（土）午前9時30分～午後1時30分

【会 場】保健福祉センター 栄養指導室

【対象者】身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛の手帳などをお持ちの方、もしくは同等の障害があると判断される方で、保健福祉センターにいらっしゃることができる方

*初めてお申し込みをされる方は、担当までお身体の状況をおきかせください。

※申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

筋力向上トレーニング講習会

【日時・会場】カレンダー参照（2時間程度）

【申込締切】2月3日（水）

【参加資格】町内在住・在勤の40歳以上の方

【持ち物】

動きやすい服装、運動用上履き、タオル、飲み物（水分補給用）、マスク、滑り止め付きの手袋（軍手など）

※申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

<予防接種のお知らせ>

予診票をお持ちでない、紛失された方は、保健福祉センターまでご連絡ください。病院の予診票を使用した場合、実費が発生することがあります。

※問い合わせは、

福祉保健課 ☎83-2777

西多摩くらしの相談センター

◆奥多摩町くらしとしごとの相談会（無料）◆

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が上手にできない。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。

専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

【日 時】毎週火曜日（年末年始・祝日を除く）午後1時30分～3時30分

【会 場】福祉会館 会議室（2階）・・・毎月第1・3・5火曜日
文化会館 会議室（1階）・・・毎月第2・4火曜日

【対 象】町内在住の方

カ
ツ
ト

◆学びの広場 ホットスペースちえの輪（無料）◆

宿題の解き方を教えあったり、時には仲間とのイベント（スライムづくり、ハロウィンパーティー、クリスマス会など）を楽しみながら、ここに集まったみんなの将来を切りひらいていきます。

随時、見学・体験参加も受付けています。お気軽にお越しください。

【日 時】毎週火曜日（年末年始・祝日を除く）午後4時～6時

【会 場】福祉会館 会議室（2階）・・・・・・毎月第1・3・5火曜日
子ども家庭支援センター（きこりん）・・・毎月第2・4火曜日

【対 象】町内在住の原則小学生から中学生（中学卒業～18歳の場合はご相談ください）

*新型コロナウイルス感染症の影響で中止になる場合もあります。

※申し込み、問い合わせは、西多摩くらしの相談センター ☎25-3501

ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>



各種相談

【心理・発達相談】

〔日時〕 1月26日（火）
2月10日（水）

両日とも午前10時30分～
午後3時30分

18歳未満のお子さんに関する
ことなら、どんなことでも
臨床心理士の資格を持つ
カウンセラーがお話を聞
きます。お子さんご自身か
らの相談も出来ます。子
ども家庭支援センターで直接
お話を聞く以外に、電話相
談も行っております。誰に
話したらいいのか、どこに
相談したらいいのか、心配
ごとや悩みを抱えている
方、まずは一度、お電話を
お願いします。

*なお、子ども家庭支援セ
ンターでは、常時、相談員
による相談も行っていま
す。一人で不安や悩みを抱
え込まず、お気軽にお話に
来てください。
※申し込み、問い合わせは、

子ども家庭支援センター

☎83-2611

【人権身の上・行政相談】

〔日時〕 1月14日（木）
2月10日（水）

両日とも午後1時～4時

【相続・成年後見相談】
〔司法書士による法律相談〕

〔日時〕 1月23日（土）

午後1時～4時
*申込不要、相談を希望さ
れる方は直接会場へ

【弁護士による法律相談】

〔日時〕 2月10日（水）

午後1時～4時
*相談を希望される方は、
福祉保健課へ予約申込をお
願いします。（定員6名）

*いずれも相談会場は、福
祉会館会議室
※問い合わせは、福祉保健
課 ☎83-2777

各種相談ほか

【健康相談】

保健福祉センターでは、
保健師による「健康相談」
を随時受付けています。お
気軽に電話でお申し込みく
ださい。

※問い合わせは、福祉保健
課 ☎83-2777

高次脳機能障害
相談窓口のご案内

高次脳機能障害は、事故
や病気をきっかけに起こる
脳の障害です。

新しいことが覚えにく
い。感情のコントロールが
難しい。同じミスを繰り返
す。家事や仕事を上手に進
めることができないといっ
た症状が現れます。
これらは、病状が落ち着
き家庭に戻ってから表面化
します。「もしかしたら高
次脳機能障害では？」と不
安に感じる本人や家族のた
めに相談を行っています。
相談される場合は、事前

にご連絡ください。

※問い合わせは、福祉保健
課 ☎83-2777

【消費者相談窓口】

1人で悩まず、まずは相
談してみませんか？

〔日時〕 1月20日（水）
午後2時～4時

〔会場〕 文化会館
〔相談専門員〕 元東京都消
費生活総合センター相談員
〔費用〕 無料

※問い合わせは、観光産業
課 ☎83-2295

【東京しごと
センター多摩】

雇用・就業を支援する
ための様々なセミナーな
どを実施しています。

詳細はQR
コードを参照
ください。
※問い合わせは、観光産
業課 ☎83-2295



奥多摩町事業継続応援金給付事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小企業者、および個人事業主に対し、事業継続応援金給付事業を実施しています。締め切りが令和3年1月29日までとなりますので、まだお済でない方は、お早めにご申請ください。

※問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295

東京都ワーケーション普及促進等モデル実証事業

東京都では、時間や場所にとられない柔軟な働き方を実現するテレワークのさらなる普及を図るため、今年度、多摩・島しょ地域において、テレワークで働きながら、地元観光や地域活動などを行うワーケーションのモデル実証事業を行っています。多摩・島しょ地域の自然に囲まれたサテライトオフィスを一定期間、モデルとして無料でご利用いただくことで、ワーケーションという新たなワークスタイルを体験する機会を提供しておりますので、ぜひご利用ください。

企業などで働く奥多摩町民の方も無料でご利用できます。（個人事業主を含む）

〔施設設置場所〕

【高尾】 Mt. TAKAO BASE CAMP（八王子市高尾町1799-3）

【秋川渓谷】 深澤溪 自然人村（あきる野市深沢198）

【御岳】 A-flow（青梅市御岳本町338-2）

【奥多摩】 OKUTAMA+（西多摩郡奥多摩町川井594 旧古里中学校内）

【檜原村】 檜原おいねハウス（西多摩郡檜原村字三都郷2762-1）

【式根島】 式根島コワーキングスペース（新島村式根島344-5 島Cafe963内）

〔事業期間〕 令和2年11月25日（水）～令和3年2月28日（日）

*利用施設により営業日・営業時間が異なります。

〔利用方法〕 事前に利用予約のうえ、ご利用ください。

〔その他〕 ワーケーションを利用・体験してもらうモニターツアーの実施やオンラインイベントなども開催する予定です。

*詳細は東京都のホームページ（<https://workation-tokyo.jp/>）をご覧ください。

※問い合わせは、東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎03（5320）4739



関係機関お知らせ
（寄付）

カット

1万円 栗原直子様
50万円 田中翔様
（品川区）

ご寄付ありがとうございました「ふるさと納税」

森林セラピー事業等の整備・活動事業のためとして
（一般寄付）として
財政運営資金の一端

西多摩地域市町村共催 消費生活講座 「気楽に向き合う終活準備」 ～準備しておくとお心できる心得～

誰もが迎える人生の終わりに向けて、知っておくと安心できる終活の基本講座です。各地で終活講座の講師として活躍されている専門家の方にお話しいただきます。

〔日 時〕 2月5日（金）午後1時30分～3時

〔会 場〕 青梅市役所 2階 会議室

〔内 容〕 終活についてのお話

〔講 師〕 石崎 公子 氏（終活カウンセラー、供養コンシェルジュ、セカンドライフアドバイザー）

〔対 象〕 西多摩地域在住・在勤・在学の方

〔定 員〕 20名（先着順）〔持ち物〕 筆記用具 〔参加費〕 無料

〔主 催〕 西多摩地域消費者行政事務連絡会

東京都多摩消費生活センター

〔申込方法〕 下記まで電話でお申し込みください。

※申し込み、問い合わせは、青梅市市民安全課市民相談係

☎22-1111（内線2312・2313）

▼青梅警察署 からお知らせ▲

☆令和2年青梅警察署管内
の特殊詐欺被害

(12月6日現在)

○特殊詐欺の被害

13件 約2929万円

○金融機関などによる詐欺
被害の未然防止

6件 383万円

☆『アポ電』で住人を外に
誘い出す間に、住宅に侵入
する事件に注意！

関東近県において、警察
官を装った犯人が、「犯人
を逮捕したら、あなたの
キャッシュカードを持って
いた。明日、確認のために
警察署に来てください」、
「確認してもらいたいもの
があるので、警察署まで来
てください」、「交通のこ
とで伺いたいことがあるの
で、警察署まで来てくださ
い」と電話をかけ、住人が
留守にしている間に住宅に
侵入し、金品を盗む事件が
発生しています。

犯罪者は手を変え品を変
え、様々な方法でああなた
のお金を盗み取ろうとしてい
ます。

泥棒からの被害を防ぐた
めに「自宅の電話機を留守
番電話に設定をして犯人か
らの電話に出ない!」、「自
宅の防犯設備を性能の高い
ものに変え、泥棒の侵入を
防ぐ!」、「不審な電話がか
かってきたら、警察署へす
ぐ通報する!」などの対策
を実施しましょう!

※問い合わせは、青梅警察
署防犯係 ☎22・0110

【都税について】

☆不動産取得税における認
定長期優良住宅の特例につ
いて

令和4年3月31日までに
一定の要件を満たす認定長
期優良住宅を新築した場
合、または新築未使用の認
定長期優良住宅を購入した
場合の不動産取得税につい
ては、住宅の価格(評価

額)から1300万円(価
格が1300万円未満であ
る場合はその額)が控除さ
れます。認定長期優良住宅
の特例適用を受けるには申
告が必要です。詳細は、主
税局ホームページまたは八
王子都税事務所資産税課不
動産取得税班(☎042
(644)1117)にお
問い合わせください。

☆点字で課税の内容をお知
らせします

東京都主税局では、納税
通知書の内容を点字でお知
らせしています。対象とな
る税金は、個人事業税、自
動車税種別割です。お知ら
せする内容は、税金の種類、
納税義務者氏名、納税通知
書番号、納期限、税額、問
合せ先です。ご希望の方は、
2月26日(金)までにご連
絡ください。令和3年度分
から点字のお知らせを同封
します。
※問い合わせは、主税局総
務部総務課相談広報班
☎03(5388)2925

関係機関お知らせ

◆雑誌を お分けします

古里・氷川図書館では、
古くなった雑誌をお分けし
ます。期間は、1月16日(土)
から24日(日)の午前10時
から午後4時までとなりま
す。ご希望の方は、各図書
館へお越しください。

新型コロナウイルス感染症の
状況により、イベント・催しな
どが中止または延期となる場合
があります。

詳しくは、各担当へ問い合わ
せるか、町ホームページをご覧
ください。

1月の休日・全夜間 担当医療機関 (救急患者に限ります)

奥多摩病院

《診療時間》

●平日外来(月~金) 午前9時~・【受付時間】午前8時~11時30分

○午後診療(毎週火・水・木曜日) 午後2時30分~3時30分

*内科診療のみ・前日までに要予約

○小児予防接種(同上) 午後3時30分~4時30分

*前日までに要予約

【予約受付】平日の午後1時~4時30分・電話または窓口

《峰谷診療所》

○毎週火曜日 午後2時~3時(整形外科)

○毎月隔週金曜日 午後2時30分~3時30分(内科)

《日原診療所》

○木曜日(月3回) 午後2時~3時(内科)

○木曜日(月1回) 午後1時30分~2時30分(整形外科)

◆受付時間外の診療も事前に電話連絡をお願いします。

☎0428-83-2145(代表)

奥多摩病院ホームページ <http://www.town.okutama.tokyo.jp/gyose/kakuka/ka/biyouin.html>

■禁煙外来(予約制):禁煙をご希望の方は、ご利用ください。

森林セラピー健康づくり事業 ～町民対象～

ツアー名	日時
① 山里歩き～ロウバイ香る登計&長畑～	2月 3日(水)
② 味噌作り体験&山のふるさと村ウォーキング	2月26日(金)
③ 【親子体験】冬の森歩きと味噌作り体験	2月27日(土)

〔参加費〕500円 〔定員〕①20名、②・③21名 ※いずれも先着順

〔受付期間〕1月8日(金)午前8時30分～14日(木)午後5時15分

*「親子体験」ツアーは、親子に限らず、ご夫婦やお友達、おひとり様での申し込みも大歓迎です！
なお、中学生以下のお子様は、必ず保護者様の付き添い、および保護者様からの申し込みをお願いします。

*②・③ツアーは、手作り味噌を1kgお持ち帰りいただきます。

*③ツアーのウォーキングは、大人と子どもに分かれて行いますのでご了承ください。

*申し込みが7名未満の際は、ツアーが中止となる場合があります。

*申し込みは、原則、ひと月に1ツアーのみとさせていただきます。

※申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

※ツアー内容の問い合わせは、一般財団法人おくたま地域振興財団 ☎83-8855



観光施設・行事などのお知らせ

【奥多摩都民の森 体験教室】

詳細



① 集まれ山ガール・第8回
御前山へ1泊2日 2月13日(土)～14日(日)

② 奥多摩山歩き・第11回
の山へ1泊2日 2月6日(土)～7日(日)

〔申込〕官製はがき、FAX、Eメールで

FAX 83-3633

E-mail: oku-mori@axe1.ocn.ne.jp

※問い合わせは、奥多摩都民の森管理事務所
☎83-3631

【森林セラピーツアー】

詳細



① 冬こそベストシーズン
「季節を感じるバードウォッチング&巣箱づくり」1

月17日(日)

② 森と読書とアートに浸る
奥多摩森林セラピー「冬の森の新ストロブじかんと小林敏也・画本宮沢賢治原画展」1月24日(日)
★「町民割引価格」あり！
詳細はお問い合わせください。

*各ツアーとも参加費用が発生しますので、お問い合わせください。

※問い合わせは、一般財団法人おくたま地域振興財団
☎83-8855

FAX 83-8856

【町営氷川駐車場 利用者無料開放】

2月28日(日)まで町営氷川駐車場を開放しています。無料で駐車できますので、ぜひご利用ください。

※問い合わせは、奥多摩総合開発株 ☎83-3338

【山のふるさと村 体験教室】

詳細



① みそ作り&チヨコレートフォンデュとそば打ち体験
へ1泊2日(ケビン泊)・2月6日(土)～7日(日)
〔申込〕官製はがき、FAX、Eメールで
FAX 86-2553

E-mail: yamahuru@town.okutama.tokyo.jp

◎ キャンプ場ケビン棟宿泊
半額割引実施中(キャンプ場サービスセンター・☎86-2324)

※イベント送迎バス「やませみ号」あり
※問い合わせは、山のふるさと村管理事務所
☎86-2556

カッツ

奥多摩町食育推進サポーターの会活動紹介



お雑煮

奥多摩町食育推進サポーターの会では、伝統的な食生活を歴史的資料として残すべく、「奥多摩の食の伝承」をテーマに活動しています。今回はお正月に欠かせないご馳走、「お雑煮」です。こゝ奥多摩でも地域や、家庭によりお雑煮の身は様々です。三名の方に実際に作っていただきました。

他の地域に比べ特徴的なのはお豆腐です。時代とともにお肉を入れるようになったご家庭もありますが、大事なタンパク源だったお豆腐。年末にお豆腐屋さんで大豆を持参して、お正月の間に食べる分、豆腐十丁、油揚げ十枚程を購入していたそう。当時は冷蔵庫もありません。水を張ったバケツに浸して、毎日水を取替えながら保存していました。また、家の中には「室（ムロ）」※と呼ばれる小さな部屋があり、年間を通して温度の変化が少なく、野菜も凍ることのない天然の冷蔵庫のような場所でした。里芋や八つ頭など、ここで長い間保管できました。



朝、全部の具材を入れた小さなお雑煮を神棚と仏壇にお神酒と共に供えました。

お正月の三が日は女性は台所に立たないというしきたりでしたので、お雑煮の支度は大晦日に三日分の材料を大きな鍋に薄味で煮て準備しておきます。男性が、元日の朝に初めて汲む「若水」を使ってお雑煮を作っていました。

上に飾る青菜は小松菜やほうれん草、時にはネギの青い部分を使って彩にしています。その時にある物、採れる物を入れる、というのが家庭料理の基本。大根やにんじんの皮もきれいに洗ってヒゲ根をとるくらいで、剥かず一緒にいただきます。

各ご家庭で受け継がれる味、ぜひこころした機会に振り返り、語り継ぎたいものです。

※用途や各家庭によって屋外や縁側の下に作られることもあります。



左から、望田千恵子さん（境）、平原幸子さん（小丹波）、原島くに子さん（境）

望田さん作



材料 大根、にんじん
ごぼう、里芋、白菜
ネギ、豆腐
なると（来客時）

味付 醤油

餅 角餅 焼く

平原さん作



大根、にんじん
ごぼう、里芋、白菜
ネギ、豆腐
小松菜（ほうれん草）

醤油

角餅 焼く

原島さん作



大根、にんじん
ごぼう、里芋
豆腐、豚肉
小松菜（ほうれん草）

味噌

角餅 焼く